

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年十一月六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年一月二十三日奈良県指令建第一一〇一―一二三三号

令和五年三月十四日奈良県指令建第一一〇一―一二三三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月二十五日建第一〇二〇六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月二十五日建第五八五五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二四一番の一部、二五一番一及び二五三番一並びに東福寺一丁目七番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市光南町一丁目二番九号

有限会社シテイ建設 代表取締役 岡田義太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二四一番、二五一番一及び二五三番一の各一部
並びに東福寺一丁目七番二の一部

公園 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二五一番一の一部

下水道 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二四一番、二五一番一及び二五三番一の各一部
部

水路 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二四一番及び二五三番一の各一部